

公的年金等の申告相談会

公的年金受給者の皆さんを対象に、確定申告書の作成方法などをアドバイスします。下記のことにご注意ください。

▼申告相談会の日時・場所

地区	日時	場所
小松	2月4日(月) 9時～16時	小松総合支所2階ホール
丹原	2月5日(火) 9時～16時	丹原福祉センター2階大会議室
東予	2月6日(水)～8日(金) 9時～16時	東予総合支所3階



- ※前年分をイータックスで申告した方で税務署から「お知らせはがき」がきた方は、「お知らせはがき」（東予総合支所に来られる方のみ）をお持ちください。
- ※当日はかなりの混雑が予想されます。医療費控除の明細書や収支内訳書等は事前に作成してきてください。また、自動車でのご来場は、極力ご遠慮ください。
- ※当日は公的年金を受給されている方の申告相談を予定しておりますので、平成24年中に土地や株の譲渡があった方などの申告相談はご遠慮ください。

▼申告相談会で必要な書類や用具

- 前年分をイータックスで申告された方は、「お知らせはがき」と申告時に封筒に入れてお渡しした送信票（東予総合支所に来られる方）
- 確定申告書（ない場合は当日お渡しします）
- 平成24年分の公的年金、給与所得等の源泉徴収票
- ※公的年金以外に収入のある方は、その所得の計算に必要な書類など。
- 国民健康保険税などの支払金額が分かる書類
- 国民年金保険料などの支払いを証明する書類
- 生命保険料や地震保険料などの控除証明書
- 医療費の領収書など、所得控除に必要な書類
- 申告者名義の預貯金口座番号が分かるもの
- 印鑑、筆記用具

公的年金等を受給されている皆さんへ

■税の申告にご注意ください

平成23年分からは、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税の確定申告の必要がなくなりました。

この場合でも還付を受ける場合などには、従来どおり税務署に確定申告をすることができます。

なお、所得税の確定申告の必要がない場合でも、市への市県民税申告は必要ですので、ご注意ください。

詳しくは、市庁舎本館市民税課・各総合支所窓口にて備え付けてあるリーフレットをご覧ください。

■問合せ 伊予西条税務署個人課税部門 TEL0897-56-3292

11月の空間放射線量測定結果

西条市では、平常時の空間放射線量データ蓄積を目的に、月に1度、市内8地点での空間放射線量の測定をしています。

11月の測定結果は右表のとおりですが、いずれの地点においても異常値は観測されていません。

※計測は、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータを用いて、地表から1メートルの高さで実施しています。

※環境省が示す基準値：毎時0.23マイクロシーベルト

※測定場所の位置図は市ホームページをご覧ください。

■問合せ 市庁舎別館環境衛生課
水・環境保全係 TEL0897-52-1382

【11月の空間放射線量測定結果一覧表】

測定場所	測定日	測定数値
うちぬき広場	11月28日	毎時0.10マイクロシーベルト
飯岡公民館	11月28日	毎時0.09マイクロシーベルト
東予総合支所	11月28日	毎時0.11マイクロシーベルト
楠河公民館	11月28日	毎時0.10マイクロシーベルト
丹原総合支所	11月28日	毎時0.10マイクロシーベルト
旧鞍瀬駐在所	11月28日	毎時0.09マイクロシーベルト
小松総合支所	11月28日	毎時0.10マイクロシーベルト
石鎚登山ロープウェイ山頂成就駅	11月28日	毎時0.05マイクロシーベルト